

(別記様式第2号)

和泊町離島漁業集落活動促進計画

令和7年3月31日策定

1 趣旨

近海を黒潮の主軸が流れ、貴重なサンゴ礁が群生する和泊町の近海は、良好な自然環境を有しており、和泊町の漁業者にとって貴重な漁場である。これまで、漁業者はこれらの海域環境を適切に管理することにより保全するとともに、周辺水域の有効利用を図ってきた。しかしながら、和泊町においても、魚価低迷や漁業コスト増による経営の圧迫や漁業者の減少、高齢化が進んでおり、このままでは和泊町の漁業は一層衰退し、水産業・漁村が失われていく懸念がある。

このため、和泊町は、漁業の基盤となる漁場の保全や利用に関する集落での話し合いを通じ、漁業再生のための取り組みの決定や新技術・漁法の導入等に取り組める環境を整えるとともに、種苗放流で資源育成を継続的に実施し、新規就業者の確保・定着を図る必要があることから、その取組を継続的に支えるために離島漁業再生支援交付金（以下「交付金」という。）による漁業集落活動を実施するものとする。

このような効果が期待される活動を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、本計画においては、地域漁業の振興方向、集落協定の事項等について定めるものとする。

2 対象地域、対象漁業集落及び海岸線延長並びに地域の漁業の現状

(1) 対象とする地域

鹿児島県大島郡和泊町（一般離島・平水区域外・航路距離 530 km）

対象地域は別紙のとおりとする。

(2) 対象漁業集落及び海岸線延長

対象漁業集落及び海岸線延長は、別紙のとおりとする。

(3) 地域の漁業の現状

地域の漁業の現状は別紙のとおりとする。

3 漁業の振興方向に関する目標

将来における持続的な漁業再生活動を可能とするため、現状と5年後の漁業の振興方向に関する目標を定め、これらの目標の達成のための施策を講じるとともに、集落協定においては、以下の目標の中から集落で取り組む事項を選択させる。

(1) 地域の漁業の振興方向に関する目標

(2)～(6)を行うことにより、地域の漁業を活性化し、平均漁業所得を向上させ、漁業就業者数を増加させる。

	令和6年4月現在	令和12年4月目標
平均漁業所得	1,731,573 円	1,904,730 円
漁業就業者数	23 人	25 人

(注) 本目標については、平均漁業所得及び漁業就業者数を基本とし、漁業の振興方向に関する目標や取組内容に応じ、集落人口、漁業世帯数、漁業経営体数、漁業就業者数、主業的漁家数、漁業生産量のべ操業日数、漁業生産額、漁場管理活動の回数の維持等定量的な指標を複数選定することとする。

(2) 漁場利用に関する事項

(目標)

漁場における操業ルールの見直し。

保護区の設定や操業体制の確立などにより、漁場の有効利用促進を図る。

(取組)

年々漁獲が減少している一本釣り漁業の資源を確保するため、マチ類の広域資源管理方針に基づき、近海2海域でマチ類の保護区を定め資源回復に努める。

その他、鹿児島県漁業調整規則及び海区漁業調整委員会指示によるソデイカ、イセエビ等の禁漁期の順守に加え、沖永良部島漁協（以下「漁協」という。）独自で取り組むヤコウガイ、イシガキダイ、イセエビ、甲イカの禁漁サイズの設定、資源管理協定に基づくマグロ類、マチ類等の休漁日設定に取り組む。

上記の資源管理を適正に実施するため、禁漁中の監視活動にも取り組む。

また、ホンダワラ等の増殖に取り組むことで藻場の再生を図る。

(3) 離島漁業再生事業交付金に関する事項

ア 漁場の生産力の向上に関する事項

(ア) 漁場の管理・改善

(目標)

漁場の害敵生物（サメ等）の駆除及び魚介類の産卵・育成場所として重要な藻場の回復、礁池の維持を目指す。

(取組)

漁具の破損防止や漁場の安全確保のためサメ駆除を実施する。

(イ) 産卵場・育成上の整備

(目標)

磯根資源の回復

(取組)

人工海藻の導入によるイセエビ、介類等資源の回復を図る。

(ウ) 簡易浮魚礁の設置管理

(目標)

簡易浮魚礁設置及び維持管理による漁場の生産力向上

(取組)

マグロ・サワラ等の漁獲向上のための簡易浮魚礁設置及びその維持管理。

また、漁具漁法の改善等操業の効率化に取り組み、漁獲物の安定出荷を確立する。

(エ) 漁場監視

(目標)

操業秩序の維持及び密漁による乱獲被害を未然に防ぎ、漁業資源を適正に保護する。

(取組)

出漁時に合わせた禁漁区や禁漁期間、マチ類保護区の漁場監視を行う。

イセエビ・ヤコウガイ等の密漁監視を行う。

イ 漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項

(目標)

販売魚価を平均 1,081 円/kg (R 6 年度) から 1,189 円/kg (R 11 年度) に向上させる。

(取組)

(ア) 新たな漁具漁法の導入

先進地視察等を行い漁具及び漁法等の導入を促進することにより、これまで水揚の少なかった魚種の水揚量を増加させる。

(イ) 鮮度保持

船上活け締め・脱血に加え、既存の冷却海水装置及びウルトラファインバブルの活用により、水産物の食材としての長寿命化を図る。

(ウ) 高付加価値化

漁獲物の鮮度向上を図るほか、加工による低未利用魚及び低利用部位の高付加価値化・保存技術の向上・商品開発に取り組む。

(エ) 販路拡大

海人まつりの開催及び島内外の各種イベントへ参加するとともに、地元ケーブルテレビや各種 SNS 等を活用した広報活動を実施する。また、消費地における情報収集を行い、販路拡大及び相対取引の増加を図る。

(オ) 観光関連産業との連携

(一社) おきのえらぶ島観光協会と連携し、ブルーツーリズム (観光漁業・漁業体験等) を推進する。

(カ) 流通の改善

鮮度管理に取り組み、コンテナ・出荷箱の改良に努め、各種鮮度維持装置の導入により高品質での出荷を行う。

(キ) 各種研修への参加, 実施, 先進地視察

実需者を招聘した研修会の開催や先進地視察を行うことにより、消費者ニーズの収集やマーケットインの販売手法を学ぶ。鮮度保持研修会の実施。

(ク) 伝統漁法の継承

追い込み漁の漁師が高齢化し減少する中で、若手漁業者の育成に関する取組や小学校の体験学習等をとおして技術の伝承を図る。

(ケ) 新規漁業者育成

独立して3年未満の新規漁業就業者の定着を図るため、必要なサポートを実施。

(4) 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金に関する事項

(目標)

新規就業者を2名迎え入れる。

(取組)

新規就業者特別対策事業交付金等により、漁業就業者の増大を目指す。

4 集落協定の共通事項

集落は以下の(1)から(4)について集落協定に定める。

(1) 集落としての目標

平均漁業所得及び漁業就業者数の推移(3の(1)に定める目標を記載)に関する集落としての目標を定める。

(2) 漁業の現状と今後の方向に関する事項

漁場利用に関する話し合い等(3)または(4)について記載する。

(3) 漁場の生産力の向上に関する取組に関する事項

漁場の生産力を向上させるために、具体的に取り組む事項について記載する。

なお、毎年一つ以上の取組を選択して行うこととする。

(4) 漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項

離島漁業を再生させるための漁業の再生に関する実践的な取組について記載

する。なお、毎年一つ以上の取組を選択して行うこととする。

5 集落相互間の連携

対象行為を円滑に実施するとともに、集落活動の成果をより効果的なものとするため、全体会や役員会などの話し合いにより、近隣の漁業集落との連携強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

6 関係機関との連携

和泊町及びえらぶ漁業集落は、漁業再生活動を実施するにあたって、関係地方公共団体、海上保安部、漁業協同組合その他関係機関と連携しつつ行うものとする。

和泊町の連絡体制は別紙のとおりとする。

7 交付金の使用方法

和泊町の交付金の使用方法については、次のとおり本町のガイドラインを定めることとしたので、対象漁業集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 和泊町は、交付金を対象漁業集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次の(2)に対して支出する。

(2) 対象行為を実施するために要する経費

集落担当者への報酬や漁業協同組合への事務委託費に係る費用については、必要最小限の額に留めること。

- ①対象漁業集落が②から④の取組を実施するための話し合い及び交付金の管理事務に要する経費
- ②離島漁業再生事業交付金に関する取組に要する経費
- ③離島漁業新規就業者特別対策事業交付金に関する取組に要する経費
- ④その他雑費として町長が特に認める経費

8 集落協定の認定期限

和泊町は6月30日まで当該年度の集落協定の申請を受け付け、7月30日(申請期限の1ヵ月後)までに認定を行う。認定した場合には、その旨、集落協定の代表者に通知する。

9 実施状況等の公表

和泊町は毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、地域の漁業の方向に関する目標、漁場の生産力の向上の取組、漁業の再生に関する実践的な取組、新規就業者の確保等の取組状況等交付金の実施状況を公表する。

10 その他必要な事項

対象漁業集落は、集落協定に定められている事項の実施状況について1月15日までに報告するものとする。

※交付金事業等の適正かつ円滑な実施に当たって町が必要と認める第1から第9まで以外の事項について記載する。

2. 対象漁業集落、構成漁業集落及び海岸線延長（促進計画の2の（2））

対象漁業集落名	構成漁業集落名	海岸線延長
えらぶ漁業集落	和泊, 手々知名, 上手々知名, 和, 喜美留, 国頭, 西原, 畦布, 出花, 伊延, 玉城, 大城, 根折, 古里, 皆川, 内城, 瀬名, 永嶺, 仁志, 谷山, 後蘭	31.1 k m

（注）構成漁業集落は、対象漁業集落に参加する個別の漁業集落を指す。

3. 地域の漁業の現状（促進計画の2の（3））

漁業種類	漁家数（延べ）	水揚量（kg）	生産額（円）
一本釣り（瀬物・他）	8	28,537.0	26,174,461
魚礁（マグロ・浮漁）	7	37,402.9	32,554,336
ソデイカ	1	13,984.5	16,453,121
素潜り漁	7	7,278.8	8,156,535
合 計	23	87,203.2	83,338,453

4. 連絡体制（促進計画の6）

